

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

平成28年度第1回企画改善部会・基準法システムWG 議事録（案）

日時：平成29年2月8日（水）10：00～11：00

場所：株式会社阪確サポート

資料：指定確認検査機関と特定行政庁との通知・報告配信システム運用ルール
他県のデータ送信状況と申プロ特別提供の有無

出席：株式会社阪確サポート 山本様

大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課 津田課長補佐、仲村様
事務局（ICBA）栗原（記）

議事：通知・報告配信システムを活用したデータ送信上の課題・問題点について

総括：現状の大阪府下4庁へのデータ送信については特に問題は発生しておらず、大きな作業負担も感じ
てはいない。

主な意見等

1. 概要書等のデータ送信について

- ・大阪府下4庁へのデータ送信を開始していただき1年以上が経過したが、問題点はあるか。（大阪府）
→大阪府、堺市、箕面市、門真市内の申請件数はそれほど多くはないため、現状では特に問題点はない。（阪確サポート）
- ・建築主変更届等をPDFにする際のスキャンについて負担を感じていないか。（大阪府）
→特に感じていない。（阪確サポート）
- ・データ送信により原本送付の頻度を低減しているが、メリットとして実感していただけているか。（大阪府）
→メリットとして実感している。（阪確サポート）
- ・大阪府下4庁以外は従来通りの原本送付のみの方式が継続し、データ送信とルールが混在している状況だが煩雑さや混乱は生じていないか。（大阪府）
→物件がそれほど多くないこともあるため、問題は発生していない。（阪確サポート）
- ・データ送信等の作業は何名で担当されているか（大阪府）
→4名で行っている。（阪確サポート）
- ・他の特庁が仮に参加した場合、問題は生じるか。（大阪府）
→もし件数が多い特庁が実施する場合は作業担当者を増やすなどの負担が生じると考えられる為、実施については社内の調整が必要である。（阪確サポート）
- ・特庁によっては、大阪府とは異なり仮受付番号が付されている場合があるが、問題が発生する可能性は考えられるか。（大阪府）
→仮受付番号がない物件と比較して、入力やデータ送信の際に手間が増えるかどうかによる。（阪確サポート）
→阪確サポート様が入力されているNICEシステムに仮受付番号の入力欄に相当する欄があるため、そこへ当該番号を入力していただく必要がある。（ICBA）

2. 今後について

- ・当面は大きな問題は発生していないため、従来のお阪府下4庁へのデータ送信をご協力いただく。

以上